



観 観 産 第 1114号
令 和 2 年 3 月 3 日

各都道府県旅行業担当課長 殿

観光庁参事官(旅行振興)

標準旅行業約款の一部改正について(事前周知)

今般、旅行業法(昭和27年法律第239号。以下「法」という。)第12条の3に基づく標準旅行業約款について、従来の標準旅行業約款(平成16年国土交通省告示第1593号)の一部の改正を行います。

つきましては、新たな標準旅行業約款に係る下記事項をご了知いただき、旅行業協会非加入の登録旅行業者に対し、下記事項を周知徹底するとともに、その旅行業者代理業者に対しても周知徹底するよう取り計らい願います。

記

1. 標準旅行業約款と同一の旅行業約款への変更

旅行業者は、旅行業約款を、法第12条の2の認可を受けようとする場合(既に認可を受けている場合を含む。)を除き、改正後の標準旅行業約款(以下「改正旅行業約款」という。)と同一のものに変更すること。

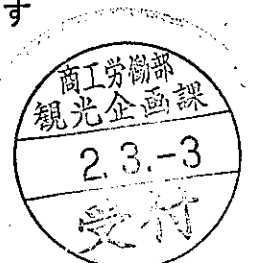
なお、法第12条の2の認可を受けた旅行業約款を使用している旅行業者にあつては、認可を受けた規定以外の規定については、今般の改正旅行業約款の規定を反映させること。

2. 新旅行業約款の設定及び掲示

旅行業者は、旅行業約款を改正標準旅行業約款と同一の旅行業約款(以下「新旅行業約款」という。)に変更する場合には、令和2年3月31日までに、令和2年4月1日から、法第12条の2第3項に基づいて、営業所における掲示等を行うこと。

3. 新旅行業約款の適用

新旅行業約款は、令和2年4月1日以降に締結される旅行契約について適用すること。



従って、令和2年3月31日までに締結される旅行契約については、令和2年3月31日以降を旅行の出発日とする場合であっても、従前の旅行業約款を適用すること。

○消費者庁告示第一号
観光庁告示第一号

旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第十二条の三の規定に基づき、標準旅行業約款の一部を改正する告示を次のように定める。

令和二年三月二日

消費者庁長官 伊藤 明子

観光庁長官 田端 浩

標準旅行業約款の一部を改正する告示

標準旅行業約款（平成十六年国土交通省告示第千五百九十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
募集型企画旅行契約の部 (用語の定義) 第二条 (略) 2 (略) 3 この部で「通信契約」とは、当社が、当社又は当社の募集型企画旅行を当社を代理して販売する会社が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます。）のカード会員との間で電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による申込みを受けて締結する募集型企画旅行契約であつて、当社が旅行者に対して有する募集型企画旅行契約に基づく旅行代金等に係る債権又は債務を、当該債権又は債務が履行されるべき日以降に別に定める提携会社のカード会員規約に従つて決済することについて、旅行者があらかじめ承諾し、かつ当該募集型企画旅行契約の旅行代金等を第十二条第二項、第十六条第一項後段、第十九条第二項に定める方法により支払うことを内容とする募集型企画旅行契約をいいます。 (削る) 4 (略) (電話等による予約) 第六条 当社は、電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による募集型企画旅行契約の予約を受け付けます。この場合、予約の時点では契約は成立しておらず、旅行者は、当社が予約の承	募集型企画旅行契約の部 (用語の定義) 第二条 (略) 2 (略) 3 この部で「通信契約」とは、当社が、当社又は当社の募集型企画旅行を当社を代理して販売する会社が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます。）のカード会員との間で電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による申込みを受けて締結する募集型企画旅行契約であつて、当社が旅行者に対して有する募集型企画旅行契約に基づく旅行代金等に係る債権又は債務を、当該債権又は債務が履行されるべき日以降に別に定める提携会社のカード会員規約に従つて決済することについて、旅行者があらかじめ承諾し、かつ当該募集型企画旅行契約の旅行代金等を第十二条第二項、第十六条第一項後段、第十九条第二項に定める方法により支払うことを内容とする募集型企画旅行契約をいいます。 4 この部で「電子承諾通知」とは、契約の申込みに対する承諾の通知であつて、情報通信の技術を利用する方法のうち当社又は当社の募集型企画旅行を当社を代理して販売する会社が使用する電子計算機、ファクシミリ装置、テレックス又は電話機（以下「電子計算機等」といいます。）と旅行者が使用する電子計算機等とを接続する電気通信回線を通じて送信する方法により行うものをいいます。 5 (略) (電話等による予約) 第六条 当社は、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による募集型企画旅行契約の予約を受け付けます。この場合、予約の時点では契約は成立しておらず、旅行者は、当社が予約の承諾の旨を通知した

諾の旨を通知した後、当社が定める期間内に、前条第一項又は第二項の定めるところにより、当社に申込書と申込金を提出又は会員番号等
を通知しなければなりません。

2・3 (略)

(契約の成立時期)

第八条 (略)

2 通信契約は、前項の規定にかかわらず、当社が契約の締結を承諾する旨の通知が旅行者に到達した時に成立するものとします。

受注型企画旅行契約の部

(用語の定義)

第二条 (略)

2 (略)

3 この部で「通信契約」とは、当社が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます。）のカード会員との間で電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による申込みを受けて締結する受注型企画旅行契約であって、当社が旅行者に対して有する受注型企画旅行契約に基づく旅行代金等に係る債権又は債務を、当該債権又は債務が履行されるべき日以降に別に定める提携会社のカード会員規約に従って決済することについて、旅行者があらかじめ承諾し、かつ当該受注型企画旅行契約の旅行代金等を第十二条第二項、第十六条第一項後段、第十九条第二項に定める方法により支払うことを内容とする受注型企画旅行契約をいいます。

(削る)

後、当社が定める期間内に、前条第一項又は第二項の定めるところにより、当社に申込書と申込金を提出又は会員番号等を通知しなければなりません。

2・3 (略)

(契約の成立時期)

第八条 (略)

2 通信契約は、前項の規定にかかわらず、当社が契約の締結を承諾する旨の通知を発した時に成立するものとします。ただし、当該契約において電子承諾通知を発する場合は、当該通知が旅行者に到達した時に成立するものとします。

受注型企画旅行契約の部

(用語の定義)

第二条 (略)

2 (略)

3 この部で「通信契約」とは、当社が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます。）のカード会員との間で電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による申込みを受けて締結する受注型企画旅行契約であって、当社が旅行者に対して有する受注型企画旅行契約に基づく旅行代金等に係る債権又は債務を、当該債権又は債務が履行されるべき日以降に別に定める提携会社のカード会員規約に従って決済することについて、旅行者があらかじめ承諾し、かつ当該受注型企画旅行契約の旅行代金等を第十二条第二項、第十六条第一項後段、第十九条第二項に定める方法により支払うことを内容とする受注型企画旅行契約をいいます。

4 この部で「電子承諾通知」とは、契約の申込みに対する承諾の通知であって、情報通信の技術を利用する方法のうち当社が使用する電子計算機、ファクシミリ装置、テレックス又は電話機（以下「電子計算機等」といいます。）と旅行者が使用する電子計算機等とを接続する

4|| (略)

(契約の成立時期)

第八条 (略)

2 通信契約は、前項の規定にかかわらず、当社が契約の締結を承諾する旨の通知が旅行者に到達した時に成立するものとします。

手配旅行契約の部

(用語の定義)

第二条 (略)

2・3 (略)

4 この部で「通信契約」とは、当社が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます。）のカード会員との間で電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による申込みを受けて締結する手配旅行契約であつて、当社が旅行者に対して有する手配旅行契約に基づく旅行代金等に係る債権又は債務が履行されるべき日以降に別に定める提携会社のカード会員規約に従つて決済することについて、旅行者があらかじめ承諾し、かつ旅行代金等を第十六条第二項又は第五項に定める方法により支払うことを内容とする手配旅行契約をいいます。

(削る)

5|| (略)

5|| 電気通信回線を通じて送信する方法により行うものをいいます。

(略)

(契約の成立時期)

第八条 (略)

2 通信契約は、前項の規定にかかわらず、当社が契約の締結を承諾する旨の通知を発した時に成立するものとします。ただし、当該契約において電子承諾通知を発する場合は、当該通知が旅行者に到達した時に成立するものとします。

手配旅行契約の部

(用語の定義)

第二条 (略)

2・3 (略)

4 この部で「通信契約」とは、当社が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます。）のカード会員との間で電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による申込みを受けて締結する手配旅行契約であつて、当社が旅行者に対して有する手配旅行契約に基づく旅行代金等に係る債権又は債務を、当該債権又は債務が履行されるべき日以降に別に定める提携会社のカード会員規約に従つて決済することについて、旅行者があらかじめ承諾し、かつ旅行代金等を第十六条第二項又は第五項に定める方法により支払うことを内容とする手配旅行契約をいいます。

5|| この部で「電子承諾通知」とは、契約の申込みに対する承諾の通知であつて、情報通信の技術を利用する方法のうち当社が使用する電子計算機、ファクシミリ装置、テレックス又は電話機（以下「電子計算機等」といいます。）と旅行者が使用する電子計算機等とを接続する電気通信回線を通じて送信する方法により行うものをいいます。

6|| (略)

(契約の成立時期)

第七条 (略)

2 通信契約は、前項の規定にかかわらず、当社が第五条第二項の申込みを承諾する旨の通知が旅行者に到達した時に成立するものとします。

渡航手続代行契約の部

(契約の成立)

第四条 (略)

2 (略)

3 当社は、前二項の規定にかかわらず、申込書の提出を受けることな
く電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段によ
る渡航手続代行契約の申込みを受け付けることがあります。この場合
において、渡航手続代行契約は、当社が契約の締結を承諾した時に成
立するものとします。

4 (略)

旅行相談契約の部

(契約の成立)

第三条 (略)

2 (略)

3 当社は、前二項の規定にかかわらず、申込書の提出を受けることな
く電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段によ
る旅行相談契約の申込みを受け付けることがあります。この場合にお
いて、旅行相談契約は、当社が契約の締結を承諾した時に成立するも
のとします。

4 (略)

(契約の成立時期)

第七条 (略)

2 通信契約は、前項の規定にかかわらず、当社が第五条第二項の申込
みを承諾する旨の通知を発した時に成立するものとします。ただし、
当該契約において電子承諾通知を発する場合は、当該通知が旅行者に
到達した時に成立するものとします。

渡航手続代行契約の部

(契約の成立)

第四条 (略)

2 (略)

3 当社は、前二項の規定にかかわらず、申込書の提出を受けることな
く電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による渡航手続代行契
約の申込みを受け付けることがあります。この場合において、渡航手
続代行契約は、当社が契約の締結を承諾した時に成立するものとしま
す。

4 (略)

旅行相談契約の部

(契約の成立)

第三条 (略)

2 (略)

3 当社は、前二項の規定にかかわらず、申込書の提出を受けることな
く電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による旅行相談契約の
申込みを受け付けることがあります。この場合において、旅行相談契
約は、当社が契約の締結を承諾した時に成立するものとします。

4 (略)

附 則

この告示は、令和二年四月一日から施行する。

標準旅行業約款の一部を改正する告示について

1. 背景

民法(明治29年法律第89号)第97条第1項において、意思表示は相手方に到達した時に効力を生ずる(到達主義)こととされているところ、その例外として、隔地者間の契約に関しては、同法第526条第1項において、承諾通知を発信したときに契約が成立する(発信主義)こととされているが、民法の一部を改正する法律(平成29年法律第44号)の施行(令和2年4月1日)により、隔地者間の契約についても、承諾の意思表示が相手方に到達した時に効力が発生することとなる。

これに伴い、標準旅行業約款に定める通信契約の成立時期についても、発信主義から到達主義に改める必要がある。

また近年、インターネットを使用した旅行の申込みが増加しているため、標準旅行業約款について、所要の改正を行うこととする。

2. 概要

今般改正を行う事項は次のとおり。

(1) 通信契約の成立時期の見直し

標準旅行業約款に規定する通信契約については、現在、契約の締結を承諾する旨を旅行業者が電子承諾通知により通知する場合は、当該通知が旅行者に到達した時に成立する(到達主義)とし、それ以外の通知による場合は、当該通知を旅行業者が発した時に成立する(発信主義)としているところ、通知の種類を問わず、旅行業者による契約の締結を承諾する旨の通知が、旅行者に到達した時に成立することとする。

なお、対面契約や支払いが現金によりなされる契約等、通信契約に該当しない契約については、従前どおり、申込金を受理した時に成立する。

(2) 契約申込みに使用される通信手段の明確化

契約申込みに使用される通信手段について、「電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段」としているところ、オンライン旅行取引が増加していることを鑑み、通信手段として「インターネット」を明記する。

3. スケジュール

公布: 令和2年3月2日

施行: 令和2年4月1日